

誓 約 書

新潟県奨学金貸与条例及び新潟県奨学金貸与条例施行規則に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金の返還についても誠実にその義務を履行いたします。

奨学金貸与終了の際には奨学金借用証書を提出し、万一、奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課されても、あるいは返還期限の到来前において貴県の指定した日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され、強制執行の手続きをとられても異議ありません。また、強制執行に必要な財産調査の手続きをとられても異議ありません。

上記のとおり連署して誓約いたします。

平成 年 月 日

新潟県教育委員会 様

本人 氏名 印

連帯保証人 氏名 実印

保証人 氏名 実印

本人	学校名	高等学校 全日制・定時制・通信制 中学校 中等教育学校				科 第 学年
	住所	〒 (電話 携帯電話)				
	生年月日	昭和 平成	年 月 日生	候補者番号	平31高校予約第	号

連帯保証人	住所	〒 (電話 携帯電話)				
	生年月日	昭和 平成	年 月 日生	本人との続柄	勤務先	

保証人	住所	〒 (電話 携帯電話)				
	生年月日 ※64歳以下	昭和 平成	年 月 日生	本人との続柄	勤務先	

(記入上の注意)

- 1 連帯保証人… 借入者が未成年者の場合はその保護者(親権を行うものまたは後見人をいう。)成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わる者
- 2 保証人… 本人、連帯保証人と世帯を異にし、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる原則64歳以下の者。
- 3 本人、連帯保証人、保証人は、それぞれ署名・押印すること。
連帯保証人、保証人は、印鑑登録証明書と同じ印を鮮明に押印し、印鑑登録証明書をそれぞれ1通添付すること。
- 4 本人の住所は、連絡の取れる住所を記入すること。(自宅外通学生はアパート等の住所)